

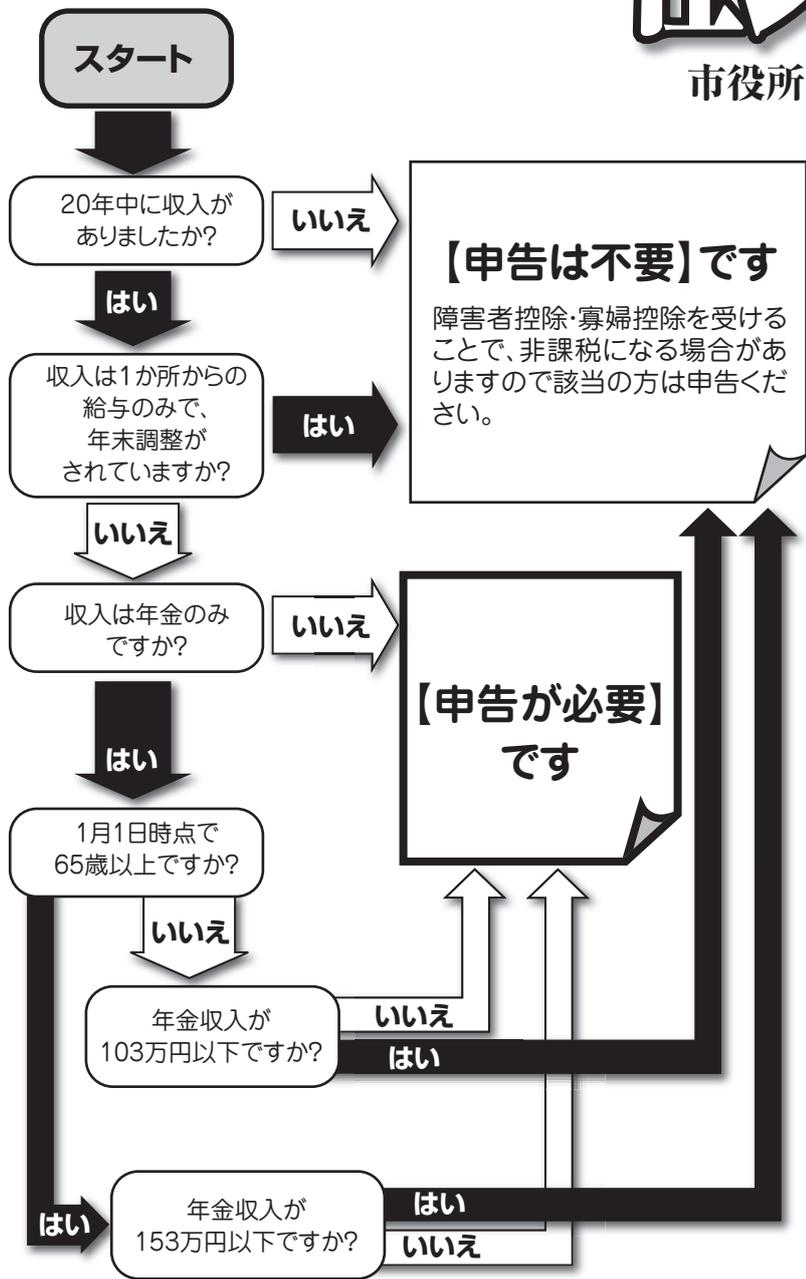
# 2月16日(月)～3月16日(月)

スタートから進み、申告が必要か不要か判断する目安にしてください。

# 住民税の申告

市役所税務課(市民税係) ☎63-5110

## 住民税の申告



申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険等の算定資料にもなります。また申告がないと証明等を出すことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いいたします。

なお、所得税の確定申告をされる方は、住民税の申告は不要です。

◆税法改正による主な変更点

- ・寄附金税制が大幅に拡充されました
- ・所得税の寄附金控除の対象寄附金で都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金のうち、5000円を超える部分について住民税の税額控除を受けられることになりました。当市では税条例を改正し、県内に事務所等を有する社会福祉法人や学校法人等に対する寄附金の指定(新潟県と同様)を行いました。

※控除を受けるには、寄附金を支払った証明書の添付が必要です。

・住民税における住宅借入金等特別税額控除について

住民税で住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、ご本人が毎年申告をする必要があります。昨年、控除を受けた方も、今年控除を受ける場合は期間中に申告書を提出してください。

### 【申告は不要】になった方…

基本的に申告の必要はありませんが、障害者控除・寡婦控除・医療費等の控除を受けたい方や国民健康保険加入世帯員で、どなたの扶養にもなっていない方、市発行の証明書が必要な方(児童手当等)で源泉徴収票をお持ちでない方、障害年金受給者、国民年金免除申請者は住民税の申告をする必要があります。

### 【申告が必要】になった方…

申告の必要がありますので、源泉徴収票・印鑑等の申告に必要な書類をお持ちになり、申告相談会場へおいでください。